

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター  
札幌圏雇用センサス 2015年3月の相談状況

「事業者教育へ向けた政策的措置が急務」

1. 労働相談の概況について

- (1) 相談件数について 参照資料-1 「2015年3月 月別労働相談処理状況」  
参照資料-2 「2015年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
「2015年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は63人、相談件数は109件となりました。昨年同月比では+7人・+27件となりました。一人当たりの相談件数では1.73件となり昨年同月を0.27ポイント上回っています。対前月比では+17人・+33件と増え一人当たりの件数も0.11ポイント増となりました。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

年 項目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2015年 3月	63人	109件	1.73件
2015年 2月	46人	76件	1.62件
2014年 3月	56人	82件	1.46件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料-2 「2015年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
「2015年 雇用形態別 相談件数 月別集計」  
参照資料-3 「2015年3月 相談件数 (雇用形態別・相談項目別)」

相談者数63人の内訳は、社員32、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)30人、不明1人となっており、男女比では男性34人・女性29人となっています。

相談件数の内訳では、社員59件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)44件、不明6件となっています。男女比では男性64件、女性45件となっています。

【雇用形態別 相談者数 (人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	20	6	1	6	0	0	0	1	34
女	12	2	10	5	0	0	0	0	29
計	32	8	11	11	0	0	0	1	63

【雇用形態別 相談件数 (各上段) と一人当たり相談件数 (各下段)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	36	12	1	9	0	0	0	6	64
	1.80	2.00	1.00	1.50	0.00	0.00	0.00	6.00	1.88
女	23	2	15	5	0	0	0	0	45
	1.92	1.00	1.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.55
計	59	14	16	14	0	0	0	6	109
	1.84	1.75	1.45	1.27	0.00	0.00	0.00	6.00	1.73

一人当たりの件数では、社員1.84件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.47件となっています。男女比では男性1.88件、女性1.55件となっています。

相談者数・相談件数ともに男性が女性を上回りました。雇用形態別では男性・女性ともに正社員からの相談者が多く、相談件数においても正社員男女が多くなっています。1人当たりの相談件数では契約社員男性が高い(2.00)数値を示しますが、相談人数・相談件数との比較では正社員による相談が高い数値となっています。また、正社員の相談は主たる相談項目(10項目)の全てに分布しています。

- (3) 業種別相談状況について 参照資料-4 「2015年 業種別 相談者数 月別集計」  
「2015年 業種別 相談件数 月別集計」  
参照資料-5 「2015年3月 相談件数(業種別、相談項目別)」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	21人	(相談件数34件	1.62件/一人)
「医療・福祉・医薬品業」	10人	(同22件	2.20件/一人)
「その他サービス業」	7人	(同13件	1.86件/一人)
「陸運・倉庫業」	4人	(同7件	1.75件/一人)
「建設・設計・重機業」	3人	(同9件	3.00件/一人)
「公務・公共サービス」	3人	(同5件	1.67件/一人)
「教育・学校」	2人	(同4件	2.00件/一人)
「食品加工業」	2人	(同3件	1.50件/一人)
「ビル管理業」	2人	(同2件	1.00件/一人)
「通信・報道・IT業」	2人	(同2件	1.00件/一人)
「エネルギー・水道業」	2人	(同2件	1.00件/一人)
「分類不能」	1人	(同2件	2.00件/一人)
「金融保険・不動産業」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「労働者派遣業」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「交通業」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「農林漁業・協同組合」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「製造業」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「商品斡旋・リース業」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「会計行政法律事務所」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「鉱業」	0人	(同0件	0.00件/一人)

相談者数及び相談件数共に、「卸・小売業・飲食店」から多くの相談が寄せられています。「卸・小売業・飲食店」からの相談は「労働組合関係」を除き全ての項目に相談が分布していて34件の相談のうち12件が「賃金関係」、9件が「労働時間関係」に関するものとなっています。つづく「医療・福祉・医薬品業」においても22件の相談件数のうち8件が「労働時間関係」4件が「賃金関係」となっています。相談件数の上位業種は「卸・小売業・飲食店」、「医療・福祉・医薬品業」及び「その他サービス業」となっていますが、20業種中16の業種から相談が寄せられています。

- (4) 相談内容について 参照資料-3 「2015年3月 相談件数(雇用形態別・相談項目別)」  
参照資料-6 「2015年 主相談項目別 相談者数 月別集計」  
参照資料-7 「2015年 相談項目別 相談件数 月別集計」

相談者数では「賃金関係」の相談、相談件数では「労働時間関係」に関する相談が最多となっていますが、相談者と相談件数の6割以上は「賃金関係」、「労働時間関係」及び「労働契約関係」に関する内容となっています。「賃金関係」では月例給と残業手当の不払に関する相談が多く、「労働時間関係」では年次有給休暇に関する相談が多数を占めています。また、「労働契約関係」では就業規則や雇用契約の

不備を原因とした身分の不利益変更が目立っています。「雇用関係」では解雇・退職強要に関する相談が最多となっていますが、これに伴う雇用保険未加入の相談も多くみられました。

① 相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

賃金関係	17人	28件	(賃金未払い・不払残業・賃下げ・一時金・最賃)
労働時間関係	13人	30件	(年次有給休暇・週40時間長時間・休日休憩)
労働契約関係	10人	15件	(就業規則関係・一方的身分変更・配転出向)
雇用関係	8人	9件	(解雇退職強要)
保険・税関係	5人	9件	(雇用保険)
退職関係	3人	3件	
その他	2人	8件	(経営問題・労務管理)
差別等	2人	4件	(嫌がらせ・パワハラ)
労働組合関係	2人	2件	
安全衛生	1人	1件	
合 計	63人	109件	

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

雇用形態 相談内容 別相談件数	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
労働組合関係	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
労働契約関係	6	4	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	5
賃金関係	8	7	6	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	19	9
労働時間関係	10	8	1	0	0	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14	16
雇用関係	1	1	1	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
退職関係	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
保険・税関係	1	1	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	4
安全衛生	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
差別等	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
その他(経営問題・労務管理)	4	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	6	2
合 計	36	23	12	2	1	15	9	5	0	0	0	0	0	0	6	0	64	45
	59		14		16		14		0		0		0		6		109	

(5) 違法件数について 参照資料-8 2015年 相談項目別 違法件数 月別集計  
参照資料-9 2015年 相談項目別 違法率 月別集計

63人から寄せられた109件の相談中、違法と判断される項目は70件となっています。66.7%が違法という状況です。違法とされる70件の内訳は次の通りです。

**【項目別違法件数の分布】**

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	21件	75.0%	28件
労働時間関係	20件	66.7%	30件
雇用関係	4件	44.4%	9件
労働契約関係	13件	86.7%	15件
その他(経営問題・労務管理)	5件	62.5%	8件
差別等	2件	50.0%	4件
退職関係	1件	33.3%	3件

労働組合関係	1件	50.0%	2件
安全衛生	0件	00.0%	1件
保険・税関係	3件	33.3%	9件
<b>総 数</b>	<b>70件</b>	<b>64.2%</b>	<b>109件</b>

今月の違反率の状況は近年では相当高い数値になっています。本年では最高位の数値となりました。

「賃金関係」、「労働契約関係」では相談の大半が違反となっています。「労働契約関係」と「賃金関係」は正社員からの相談が多く、就業規則・雇用契約の不備が賃金未払という生活を圧迫する厳しい状況を生み出す背景にあることが伺われます。また、年次有給休暇の違法率も6割を超えることから心身の疲れを癒すことや生活上の緊急な出来事にも対応できない状態が明らかです。

## 2. 3月の雇用情勢について

3月の石狩地域（札幌圏）の雇用状況では、「卸・小売業・飲食店」、「医療・福祉・医薬品業」及び「その他サービス業」の求人数が多くなっています。3月末日現在の有効求人倍率は全道で0.90倍、石狩地域（札幌圏）で0.89倍と高く2010年3月以降61ヵ月連続して前年同月を上回っています。この要因には「卸・小売業・飲食店」、「医療・福祉・医薬品業」及び「その他サービス業」に属する事業所の求人状況の活性化が挙げられます。

「卸・小売業・飲食店」では北海道及び札幌市の事業振興政策に観光が指定され、郊外型大型小売店の進出もあり官民を挙げた人材確保の動きが顕著です。「医療・福祉・医薬品業」では少子高齢化の急速な進行に伴い保育や高齢福祉事業所が増加すると同時に各地で人員確保が急務となっています。「その他サービス業」では建設関連業の活況に伴う保安サービス業の人手不足が顕著で、ビル施設管理業による求人も多くなっています。

懸念されるのは、これらの求人が活発な事業体の離職率が高いことです。5年間常に求人が活発であることとの背景には業況の好調ではなく定着率の悪さがあるといえます。さっぽろ労働相談センターに寄せられる相談にはこの3分類の業種からの相談が圧倒的上位を占めました。相談内容から3分類の何れの業種においても共通するのは長時間労働・低賃金・重労働であることです。厳しい条件で働く際には、労務管理の法令遵守が求められますが、就業規則・雇用契約書の不存在の相談が多く寄せられました。労務管理の不十分さが高い離職率の背景です。

この労務管理の杜撰が月例賃金・残業手当の未払い、人員不足による長時間労働の強要、休憩・休日の搾取及び有給休暇に関する法令違反を生み出しています。相談者の雇用形態は正社員が多数となりますが正社員と期限付雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣）の比較ではほぼ同数です。また男女比も大きな開きはありません。相談を寄せる全ての労働者は労務管理の杜撰さに苦しんでいます。

### （相談事例）

成績不振を理由に月例給をカット又は不支給とされる。

上司が認めない残業時間には一切手当は払われないが、退勤はできない。

休憩・休日は呼び出されることが多いが手当はない。

有給休暇の取得は上司の許可が必要で、許可のない取得は懲戒処分。

最低賃金・週5日勤務週17.5時間で雇用契約するが実態は週30時間労働。雇用保険なし。

就業規則を閲覧できない。

このような労務管理下で働く労働者に生産意欲・業務意識改善を求めることに無理があります。労働者の働き方を政策議論する前に事業者教育に対して政策的措置が求められます。

以 上